

■ Article (vol. 78) ■

骨太方針

日税研専務理事 坂田純一

.....

去る6月14日、政府は4年ぶりに、いわゆる「骨太方針（仮称）」を閣議決定した。この「骨太方針」は、正確には「再生10年に向けた今後の経済財政運営と改革の基本方針について」の戦略をまとめたものである。そもそも、「骨太方針」とは、かつての小泉政権時代に策定された政府文書であり、聖域なき構造改革を進めるための政策の骨格を表しているものとされていた。「日本再興戦略」も同日公表されたが、これらの公表に当たって、安倍首相は「われわれは、自信を持って、ぶれずに今進めている政策を実行していくことが大切だ」と、記者団にその決意を語っている。

もともと「停滞の20年」とか「失われた20年」と称されるデフレ経済からの脱却（注）を目指すのが「アベノミクス」の真髄とされている。この「アベノミクス」は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢（アベノミクス）」からなり、デフレからの脱却などを目標としている。「骨太方針」は、こうした「三本の矢」を一体的にとらえ、成長戦略をはじめとした重要政策を今後長期にわたり着実に推進してデフレからの早期脱却の具現化を目標としており、政策実行の先にある目指すべき経済社会及びその道筋を明示したものとされている。

また、再生10年への道筋としては、①強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活、②マクロ経済の姿、すなわち中長期的に2%以上の労働生産性の向上、賃金の伸びが物価上昇率を上回る、名目GDP成長率3%程度、実質成長率2%程度、2010年代後半にはより高い成長をして一人当たり名目総所得は中期的に3%を上回る伸びとし10年後には150万円以上の拡大を目指す、などを主な柱としている。

わが国経済は、伝統的に中小企業が下支えをしている構造となっており、中小法人は200万社を超えるとされている。また、その多くは税理士関与である。税理士としては、税務の専門家だけにとどまらず、中小企業経営の良きアドバイザーとしての役割をも期待されている。そのようなこともあり、政府の経済政策については良く読みこなしていくことが肝要と思われる。さらにいえば、「アベノミクス」を推進させるための税制改正が行われることも想定される。そのようなことから、本メルマガでは、「骨太方針」の要旨を紹介することとした。

（注）デフレ現象の要因は、パルス経済研究会松田英三代表が「20世紀最後の20年ぐらいから起こっているグローバリゼーションとコンピューター化の2つが根本にある。」と指摘している。PERSON「アベノミクスと税制」1頁（「税研」169号（2013年5月発行）参照。

「骨太方針」(経済財政運営と改革の基本方針について)平成 25 年 6 月 14 日閣議決定

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/2013_basicpolicies.pdf

【骨太方針の主な要旨】

骨太方針は、次の 4 章から構成されている。すなわち、第 1 章ーデフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿、第 2 章ー強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現、第 3 章ー経済再生と財政健全化の両立、第 4 章ー平成 26 年度予算編成に向けた基本的考え方、である。これらの内から、特に税理士として興味を覚える事項のいくつかを次に羅列した。詳細は、上記 HP を参照されたい。

(1) 第 2 章の 1、「日本再興戦略」の基本設計

リスクを伴う投資や起業、転業・転職などに現実に挑戦するのは、国民一人ひとりであり、企業である。国民が未来は明るいと信じて前進し、企業経営者は、改革を決断し、強い指導力を発揮する。それを促し、後押しするのがこの「日本再興戦略」である。そして、政府が、長期にわたり、また着実に、成長戦略の実行にコミットする姿勢を明確にすることが極めて重要である。

「日本再興戦略」の基本設計は、①民間投資を喚起するとともに、人材の育成やイノベーションを創造する力を強化して労働生産性を高め、民間の潜在活力を最大限に発揮させるよう市場機能を高め、産業基盤を強化する(日本産業再興プラン)、②規制改革を進めるとともに、ビジネス展開を支えるインフラを整備することで、社会課題をバネに新たな成長分野を開拓する(戦略市場創造プラン)、③国民が豊かさを実感できるように、我が国の強みを活かして拡大する国際市場を獲得し、世界のヒト・モノ・カネを日本に惹きつけることにより、世界の経済成長を取り込んでいく(国際展開戦略)ことである。

(2) 第 2 章の 4、地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし

地域自らが経営改革に取り組むとともに、それぞれの地域が独自の付加価値を創造し、自立的に発展できるよう、現場の視点に立って、環境整備を進めることを通じて、地域を再生する。農林水産業は、地域の活力を創造する上で極めて重要である。多面的機能を発揮しつつ、農林水産業が成長産業となり、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承を目指す。また、地域の中小企業・小規模事業者は、製造業からサービス産業まで我が国の産業基盤を広範に形成しており、その躍進を図ることは、地域経済の再生をもたらす、さらには我が国の国際競争力の底上げにつながるものである。一方で、地域の中小企業・小規模事業者には景気回復の効果が及んでいないという声もあり、政府としては、こうした地域・中小企業・小規模事業者の実情を正確に把握するよう努めるとともに、その特性に応じた対応を講ずることにより、地域経済の活性化を図る。

特に、都市再生とまちづくりで提言している地方都市の課題については、(1)の特色を活かした地域づくりの中で、人口減少や高齢化が進展する地方都市においては、上記の連携を活かし、民間の知恵や資金を活用しつつ、それぞれの地域戦略に基づき、コンパクト・シティやスマート・シティを実現・拡大するとともに、公共交通の充実や高齢者等が安心して暮らせる住宅の整備等を行う。また、環境モデル都市等の地域活性化や持続可能な地域づくりに向けた取組を推進する。さらに、まちづくり等においてグリーン成長のための仕組みの活用を推進としている。広域的な交通基盤を通じて、地域独自の資源や伝統文化などを活かした観光振興等により交流人口を増やす。「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウド28などの地域の基盤整備を進めるとし、(3)の中小企業・小規模事業者の躍進では「全国420万の中小企業・小規模事業者は、地域経済のみならず、日本経済の活力の源泉であり、またその成長を支える原動力でもある。これら中小企業・小規模事業者の更なる躍進を促すため、地域資源等の活用・結集・ブランド化、参入障壁の低減による医療、環境分野等新たな成長分野への進出促進、海外展開を目指す企業に対する支援体制の拡充・強化等を通じた国際展開の支援に取り組むとともに、ものづくり産業の強化を図る。あわせて、地域の起業・創業、事業引継ぎ・事業承継、再チャレンジを促進し、新陳代謝を図る。コンパクト・シティの形成、商店街や中心市街地の活性化を支援する。また、地域の実態を踏まえ、公共調達における地域の中小企業・小規模事業者に配慮する。消費税率の引上げに際して消費税を価格に転嫁しやすくするための環境を整備する。さらに、地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から、小規模事業者の事業活動を活性化させるための施策を推進する。」と具体的に列記している。

(3) 第2章の6、強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革のうち(4)世界最高水準の電子政府の実現

電子政府・電子自治体の構築は、政府業務の効率化と国民の利便性の向上のカギである。T総合戦略本部を中心に、関係府省と連携して、世界最高水準の電子政府・電子自治体を早期に実現する。

・内閣情報通信政策監(政府CIO)の下での政府業務の徹底的な見直し、政府情報システムのクラウド化や自治体クラウド40の推進、府省共通業務・システムの着実な開発・導入によるバック・オフィス業務の効率化等により、行政コストの削減とサービスの質の向上を図る。あわせて、政府情報システムのコストを徹底して見直す。

・短期、中長期のコスト削減効果、利便性の向上を表す、国民にとって分かりやすい指標に基づく目標を定め、その実現に向けた具体的な工程表を策定する。特に、社会保障・税番号の利活用、医療情報の電子化・活用を最優先課題として、

明確な進捗目標を掲げる。

・ 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、ワンストップ・プッシュ型 41 の個人向けサービス等を推進し、国民の利便性の向上を図る。

・ 統計データについては、透明化・オープン化、オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新 5 か年計画の策定に反映させ、その推進を図る。

(4) 第 4 章、平成 26 年度予算編成に向けた基本的考え方のうち、4「今後の取り組み」

間もなく平成 26 年度予算編成に向けた手作業が始まると思われる。予算編成についての今後の取組みは「民需主導の持続的成長と財政健全化の両立に向けた道筋を明らかにするため、今夏に、次年度の経済財政の姿と予算に係る「予算の全体像」を経済財政諮問会議において取りまとめるとともに、中長期の経済財政試算を示し、中期財政計画及び概算要求基準を策定する。本年秋には、消費税率の引上げに関して、税制抜本改革法附則第 18 条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けた必要な検討を行う。本章に掲げた基本的考え方に基づき、経済財政諮問会議等で更に議論を深め、平成 26 年度予算編成の基本方針及び平成 26 年度政府経済見通しを策定した上で、平成 26 年度予算案を決定する。また、経済財政諮問会議において、引き続き経済財政の動向の点検を行いながら、中長期の経済財政政策について審議する。」としており、消費税の増税時期については明言を避けている。

以上